（計量法施行規則の一部改正）

第二条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（型式） **第二十五条**　法第十七条第一項の経済産業省令で定める型式は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）による。 （高さ） **第二十七条**　法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さは、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）による。 （指定の基準） **第三十条**　（略） ２　法第六十条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）によること。 三・四　（略） （容量公差） **第三十三条**　法第六十三条第一項第二号の経済産業省令で定める容量公差は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）による。	（型式） **第二十五条**　法第十七条第一項の経済産業省令で定める型式は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）附属書Ｂによる。 （高さ） **第二十七条**　法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さは、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）附属書Ｅによる。 （指定の基準） **第三十条**　（略） ２　法第六十条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）附属書Ｃによること。 三・四　（略） （容量公差） **第三十三条**　法第六十三条第一項第二号の経済産業省令で定める容量公差は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）の附属書Ａによる。

別表第三（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一～九　（略）	（略）
十　振動基準器	一万千百円
十一・十二　（略）	（略）
3　無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験	五万四千四百円
4　サージイミュニティ試験	三万八千六百円
5　温度特性に係る試験及び2から4までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	十万八百円

別表第三（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一～九　（略）	（略）
十　振動基準器	十三万六千二百円
十一・十二　（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）